

監査公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年1月20日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	有 馬	茂 人

## 令和元年度

### 議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査結果報告

#### 1 監査の実施日

令和元年10月28日（月）、29日（火）

#### 2 監査の対象

議会事務局、総務部（総務課（情報公開室）、財政課、税務課、債権管理課、契約管理課（工事検査室、運転管理室、入札管理室、新庁舎整備室）、情報管理課（IT推進室））、会計課及び監査委員事務局（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

#### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

#### 4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

##### (1) 政務活動費の実績報告に係る事務処理について

政務活動費の実績報告書において、支出年月日の記載のないものが数件見受けられた。領収書により支出の事実を確認しているところであるが、報告書として不備があると認められるため、記載内容について十分確認を行うとともに、記載方法を指導する等、第三者に対し誤解を生じることのないよう適正な事務処理に努めていただきたい。

##### (2) 各区への補助金等について

各区における活動に対する補助金について、適切な執行を確認するため、区から業者等への支払は現金手渡しではなく、口座振込によることが望ましい。また、区長事務交付金の取扱いについて、区によって差異が見られる。これらの補助金等は、市から支出される公金であることを踏まえ、その取扱方法につ

いて一定の方針を示す等検討いただきたい。

(3) 指定管理者制度について

指定管理者制度導入から長年経過し、指定管理者の業種や形態、また指定管理施設の業務内容も多様化しているが、指定管理者協定書について特段の見直しがなされていない。施設ごとの業務内容を勘案し、想定されるあらゆるリスクに対応可能な基本協定書及び年度協定書となるよう見直しを図っていただきたい。併せて、指定管理者により協定に基づく適正な管理運営が行われるよう適切に指導及び監督を行っていただきたい。